

仕 様 書

1 業務名

札幌市定山溪自然の村 管理棟及びカート格納庫受水槽室加圧給水ポンプユニットの更新業務

2 履行場所

札幌市定山溪自然の村 管理棟及び入口ゲート手前駐車場内の各受水槽室

住所：札幌市南区定山溪（豊平峡ダム下流国有林野内）

電話：011-598-3100

3 概要

札幌市定山溪自然の村の管理棟とカート格納庫にある受水槽室に設置されている各加圧給水ポンプ 2 機が耐用年数15年を大きく経過し、不具合が頻発していることから、加圧給水ポンプユニットの更新を行う。

4 更新対象機器

機器名	メーカー	型式	品番	設置場所	台数
給水ポンプ	(株)川本製作所	50KNV405P5.6	A5433625	管理棟	1 台
給水ポンプ	(株)川本製作所	KNV2-405 P3.7	A5123605	カート格納庫	1 台

※ 設置場所は別紙 1、給排水・衛生平面図は別紙 2 及び 3 のとおり

5 更新機器

機器名	メーカー	型式	品番	設置場所	台数
給水ポンプ	(株)川本製作所	KPE40P5.5	A5433625	管理棟	1 台
給水ポンプ	(株)川本製作所	KFP40P3.7-VC:93	A5123605	カート格納庫	1 台

6 作業内容

(1) 品質管理

「5 更新機器」で示す機器を用意し、その品質が適正か十分に確認すること。

(2) 交換

「5 更新機器」で示す機器を作業現場に搬入し、既存の機器を取り外し、用意した機器との交換を行うこと。

(3) 調整・設定、試運転等

機器交換実施後、機器が正常に作動しているか確認すること。また、必要に応じて、その他の調整、設定等を行い、すべての作業終了後に、機器が正常に作動することを再度確認すること。

(4) 発生材の処理

受注者は、作業に伴う一切の発生材について、廃棄物の処理及び清掃に関する法令に則り適正に処理すること。

7 業務履行期間等

(1) 業務履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(2) 作業日時

ア 作業は、平日（土曜日、日曜日及び祝祭日以外）に行うこと。

イ 作業の日時については、委託者及び施設職員と協議のうえ決定すること。

8 提出物

業務完了後、次の書類を速やかに提出すること。

(1) 完了届

(2) 作業報告書及び作業写真

(3) その他発注者が必要と認める書類

9 その他

(1) 受注者は、作業にあたって必要な事項については施設管理者と十分な打合せを行うこと。作業に当たっては関係法令を遵守するとともに、施設利用者及び施設の管理運営に支障をきたすことのないよう万全を期すこと。

(2) 作業の際は、必要に応じ養生を行い、作業終了後は現状復帰を行うこと。作業に伴い建物、備品に破損が生じた場合は速やかに施設管理者に報告すること。

(3) 作業に必要な工具類、消耗品等は受注者が用意すること。また、余った消耗品等は持ち帰ること。

(4) 作業に必要な技術、資格等を持つ人員を配置すること。

(5) 作業場所において、事故等が発生した場合は、速やかに施設管理者に報告すること。また、受注者の不注意により発生した事故については、全て受注者が責任を負うこと。

(6) 受注者は、作業に当たる者に名札等の身分証明を携帯させること。

(7) 受注者は、本作業で知り得た館内の情報等について、みだりに口外しないこと。

(8) 原則として、油脂や塗料等を使用する場合、揮発性有機化合物6物質（ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン）の含まれていないものを使用すること。また、いずれか1物質でも含むものを使用する場合は、厚生労働省が定める室内濃度指針値を超えないことを確認できている製品を使用すること。

(9) 見積に際して対象機器の下見が必要な場合は、下記連絡先まで事前に連絡し、業務に支障のない日時を確認した上で下見を行うこと。

連絡先：札幌市定山溪自然の村 TEL：011-598-3100

(10) 本仕様書に記載がない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行うこと。

10 担当課

〒006-0002 札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル5階

札幌市教育委員会総務部生涯学習推進課

担当：平泉 電話：011-211-3872

見積依頼用メールアドレス：manabi-keiyaku@city.sapporo.jp

<管理センター>



給水ポンプ側面



給水ポンプ2基上部とポンプ仕様

<カート格納庫>



給水ポンプ2基側面



給水ポンプ2基上部とポンプ仕様